

東藤島地区の人・農地プランを決定したので、下記のとおり公表する。

令和2年3月30日

福井市長 東村 新一

記

1. 対象とした区域

東藤島地区〈林、藤島、泉田、中ノ郷、橋合、島橋、玄正島〉

2. 結果を取りまとめた年月日

令和2年3月30日

3. 今後の地域の中心となる経営体の状況

経営体数

個人	1 経営体
法人	5 経営体
集落営農（任意組織）	3 経営体

新たな農地集積面積

1.48ha（区域内の農地面積 138ha）

4. 今後の地域農業の在り方

- ・集落営農組織を立上げ、農作業の受委託や農業用機械の共同利用を図っていく。
- ・後継者不在の場合には、集落内外の認定農業者への貸付等により農地の維持を図っていく。
- ・担い手を中心に、肥料や農薬等の共同購入や農業用機械の共同利用を図っている。
- ・直売所を活用した地産地消に取り組み、農業生産者が生きがいを持って営農し、所得向上を図る。
- ・シバザクラ等の地被植物の植栽又は防草シートなどを活用して、畦畔の草刈り作業の労働力を軽減していく。
- ・多面的機能支払交付金を活用し、畦畔の草刈、用排水路補修、空き缶拾い等を実施している。
- ・組織を連携して、大規模な用排水路の改修事業を実施したい。

新保集落の人・農地プランを決定したので、下記のとおり公表する。

令和2年3月30日

福井市長 東村 新一

記

1. 対象とした区域

新保

2. 結果を取りまとめた年月日

令和2年3月30日

3. 今後の地域の中心となる経営体の状況

経営体数

法人

2 経営体

新たな農地集積面積

0ha (区域内の農地面積 47ha)

4. 今後の地域農業の在り方

- ・地産地消の一貫として、枝豆を栽培し集落のコミュニティを維持する。
- ・担い手を中心に、農作業の受委託や肥料や農薬等の共同購入や農業用機械の共同利用を図っていく。
- ・今後部分的なほ場整備にとりかかり、後継者が継承しやすい環境を整備していく。
- ・多面的機能支払交付金を活用し、シバザクラ等の地被植物を植栽し、畦畔の草刈り作業の労働力を軽減していく。
- ・集落内の認定農業者(集落営農法人等)への利用権設定により、後継者のいない農業者の農地を集積していく。

六条地区の人・農地プランを決定したので、下記のとおり公表する。

令和2年3月30日

福井市長 東村 新一

記

1. 対象とした区域

六条<大町別所、江端、下荒井>

2. 結果を取りまとめた年月日

令和2年3月30日

3. 今後の地域の中心となる経営体の状況

経営体数

個人	1 経営体
法人	2 経営体
集落営農（任意組織）	1 経営体

新たな農地集積面積

0.84ha（区域内の農地面積 56ha）

4. 今後の地域農業の在り方

- ・多面的機能支払交付金を活用し、農地として維持していくために行う地域活動や地域資源の質的向上を図る活動を行っている。
- ・直売所を活用した地産地消に取り組み、高齢者が生きがいを持って営農していく。
- ・集落外の認定農業者への利用権設定により、後継者のいない農業者の農地を集積していく。

菅谷集落の人・農地プランを決定したので、下記のとおり公表する。

令和2年3月30日

福井市長 東村 新一

記

1. 対象とした区域

菅谷

2. 結果を取りまとめた年月日

令和2年3月30日

3. 今後の地域の中心となる経営体の状況

経営体数

個人	5 経営体
法人	1 経営体

新たな農地集積面積

0ha (区域内の農地面積 11ha)

4. 今後の地域農業の在り方

- ・ほ場整備にとりかかり、後継者が機能する環境が整備されている。
- ・農業用水の県営灌漑排水事業の推進を図る。
- ・集落内の認定農業者への利用権設定により、後継者のいない農業者の農地を集積していく。
- ・農道の整備を実施している。
- ・多面的機能交付金を活用し、遊休地の保全、用水路の泥上げ、農道の補修、排水路の補修、農道の舗装を実施している。

明里・境・水越集落の人・農地プランを決定したので、下記のとおり公表する。

令和2年3月30日

福井市長 東村 新一

記

1. 対象とした区域

明里・境・水越

2. 結果を取りまとめた年月日

令和2年3月30日

3. 今後の地域の中心となる経営体の状況

経営体数

個人

3 経営体

新たな農地集積面積

0.2ha (区域内の農地面積 2ha)

4. 今後の地域農業の在り方

ハウスの対候性を向上し、後継者に引き継いでいく。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
福井市	明里・境・水越	令和2年3月30日	

1 対象地区の現状

地区内の耕地面積	2ha
アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	2ha
地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	1ha
うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.3ha
うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	
地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	
(備考)	

- 注1: の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2: の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4: プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

市街地内に所在するビニールハウス・露地の園芸産地であるが、農業者の減少や高齢化が進んできている。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

認定農業者である3経営体を中心に農地を担っていく。

- 注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
- 注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	経営体数	現状の経営面積	今後の農地の引受けの意向
認定農業者(個人)	3 経営体	1ha	1ha
認定農業者(法人)	0 経営体		
集落営農法人	0 経営体		
認定新規就農者	0 経営体		
その他	0 経営体		

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

ハウスの対候性を向上し、後継者に引き継いでいく。

南菅生集落の人・農地プランを決定したので、下記のとおり公表する。

令和2年3月30日

福井市長 東村 新一

記

1. 対象とした区域

南菅生（鮎川）

2. 結果を取りまとめた年月日

令和2年3月30日

3. 今後の地域の中心となる経営体の状況

経営体数

個人 1 経営体

法人 1 経営体

新たな農地集積面積

0.3ha（区域内の農地面積 17ha）

4. 今後の地域農業の在り方

- ・農地中間管理機構を介して、株式会社スゴイファームに農地をまとめて貸し付ける。
- ・集落外の移住者を集落の農業の支え手として受け入れる。

白方集落の人・農地プランを決定したので、下記のとおり公表する。

令和2年3月30日

福井市長 東村 新一

記

1. 対象とした区域

白方

2. 結果を取りまとめた年月日

令和2年3月30日

3. 今後の地域の中心となる経営体の状況

経営体数

個人	19 経営体
法人	1 経営体
集落営農（任意組織）	2 経営体

新たな農地集積面積

0.2ha（区域内の農地面積 94ha）

4. 今後の地域農業の在り方

- ・ハウス団地やスプリンクラーの整備により、新規就農者の受け入れ態勢を整える。
- ・砂地を活かしたショウガの栽培や、手入れの負担が少ないオリーブの植栽など新たな品目の導入に取り組み、特産化を目指す。
- ・多面的機能支払交付金を活用して、農地を維持していくための地域活動や地域資源の質的向上を図る活動を行っていく。
- ・緩衝緑地帯に接する圃場に集落ぐるみで電気柵を設置し、獣害防止に努める。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
福井市	白方	令和2年3月30日	

1 対象地区の現状

地区内の耕地面積	103ha
アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	84ha
地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	41ha
うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	39ha
うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	
地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3.1ha
(備考)	

- 注1: の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2: の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4: プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

日本海に面する三里浜砂丘地を抱える本市の一大園芸産地であるが、農家の高齢化が進み、後継者の確保・育成を図る必要がある。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中心経営体である認定農業者や組織が担うほか、地域外の認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進していく。

- 注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
- 注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	経営体数	現状の経営面積	今後の農地の引受けの意向
認定農業者(個人)	9 経営体	25.3ha	28.4ha
認定農業者(法人)	1 経営体		
集落営農法人	2 経営体		
認定新規就農者	6 経営体		
その他	4 経営体		

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

ハウス団地やスプリンクラーの整備により、新規就農者の受け入れ態勢を整える。
砂地を活かしたショウガの栽培や、手入れの負担が少ないオリーブの植栽など新たな品目の導入に取り組み、特産化を目指す。
多面的機能支払交付金を活用して、農地を維持していくための地域活動や地域資源の質的向上を図る活動を行っていく。
緩衝緑地帯に接する圃場に集落ぐるみで電気柵を設置し、獣害防止に努める。

大谷集落の人・農地プランを決定したので、下記のとおり公表する。

令和2年3月30日

福井市長 東村 新一

記

1. 対象とした区域

大谷

2. 結果を取りまとめた年月日

令和2年3月30日

3. 今後の地域の中心となる経営体の状況

経営体数

法人

1 経営体

新たな農地集積面積

2.43ha (区域内の農地面積 22ha)

4. 今後の地域農業の在り方

- ・農地中間管理機構を活用して、集落外の農業法人に農地をまとめて貸し付ける。
- ・多面的機能支払交付金を活用し、農地として維持していくための地域活動や地域資源の質的向上を図る活動を行っていく。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
福井市	大谷	令和2年3月30日	

1 対象地区の現状

地区内の耕地面積	22ha
アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	20ha
地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	9ha
うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	9ha
うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	
地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	11ha
(備考)	

- 注1: の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2: の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4: プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

農業者の高齢化や後継者の集落外への転出等により、担い手がないため、集落外の法人や農業者に委託している。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落外の農業法人を受け入れ、農地をまとめて貸し付ける。

- 注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
- 注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	経営体数	現状の経営面積	今後の農地の引受けの意向
認定農業者(個人)	0 経営体		11ha
認定農業者(法人)	1 経営体		
集落営農法人	0 経営体		
認定新規就農者	0 経営体		
その他	0 経営体		

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構を活用して、集落外の農業法人に農地をまとめて貸し付ける。
多面的機能支払交付金を活用し、農地として維持していくための地域活動や地域資源の質的向上を図る活動を行っていく。

串野集落の人・農地プランを決定したので、下記のとおり公表する。

令和2年3月30日

福井市長 東村 新一

記

1. 対象とした区域

串野（波寄・小野・水切・池尻・小幡）

2. 結果を取りまとめた年月日

令和2年3月30日

3. 今後の地域の中心となる経営体の状況

経営体数

個人	1 経営体
法人	1 経営体

新たな農地集積面積

0.55ha（区域内の農地面積 23ha）

4. 今後の地域農業の在り方

- ・広域的な集落営農法人（メガファーム）を設立し、農作業の受委託等の拡大を図っている。
- ・圃場整備を行い、後継者が継承しやすい環境を整備した。
- ・集落間で連携して防護柵等を設置し、鳥獣害を減少させていく。
- ・完熟堆肥など有機物の施用によって、環境に配慮した営農活動を推進する。
- ・多面的機能支払交付金を活用し、農地として維持していくために行う地域活動や地域資源の質的向上を図る活動を行っている。
- ・直売所を活用した地産地消に取り組み、高齢者が生きがいを持って営農していく。

江上集落の人・農地プランを決定したので、下記のとおり公表する。

令和2年3月30日

福井市長 東村 新一

記

1. 対象とした区域

江上

2. 結果を取りまとめた年月日

令和2年3月30日

3. 今後の地域の中心となる経営体の状況

経営体数

個人	1 経営体
法人	1 経営体
集落営農（任意組織）	1 経営体

新たな農地集積面積

7.08ha（区域内の農地面積 49ha）

4. 今後の地域農業の在り方

- ・農作業の受委託や農業用機械の共同利用を図っていく。
- ・ほ場整備にとりかかり、後継者が機能する環境を整備していく。
- ・担い手を中心に、肥料や農薬等の共同購入や農業用機械の共同利用を図っていく。
- ・集落内の認定農業者への利用権設定により、後継者のいない農業者の農地を集積していく。
- ・流通・加工に取り組み、6次産業化を推進している。今後も継続していく。
- ・多面的機能支払交付金を活用し、水路の底打ち、コスモス・シバザクラの植栽による景観形成、農地水路整備、ポンプ場等の施設の整備を行っている。今後も継続していく。

生野集落の人・農地プランを決定したので、下記のとおり公表する。

令和2年3月30日

福井市長 東村 新一

記

1. 対象とした区域

生野（角原・森行）

2. 結果を取りまとめた年月日

令和2年3月30日

3. 今後の地域の中心となる経営体の状況

経営体数

個人	1 経営体
法人	1 経営体
集落営農（任意組織）	1 経営体

新たな農地集積面積

0ha（区域内の農地面積 20ha）

4. 今後の地域農業の在り方

- ・集落営農組織で農作業の受託や農業用機械の共同利用を図る。
- ・畦畔除去等で機械作業の効率化を図り、後継者が機能する環境を整備していく。
- ・担い手を中心に、肥料や農薬等の共同購入や共同散布をやっていく。
- ・今後集落周辺に檻と電気柵を連携して設置し、鳥獣害を減少していく。
- ・多面的機能支払交付金を活用し、農地として維持していくために行う地域活動や地域資源の質的向上を図る活動を行っていく。

麻生津地区の人・農地プランを決定したので、下記のとおり公表する。

令和2年3月30日

福井市長 東村 新一

記

1. 対象とした区域

麻生津<三十八社、末広、徳尾、今村、中荒井、引目、三尾野>

2. 結果を取りまとめた年月日

令和2年3月30日

3. 今後の地域の中心となる経営体の状況

経営体数

個人	23 経営体
法人	1 経営体
集落営農（任意組織）	3 経営体

新たな農地集積面積

0ha（区域内の農地面積 95ha）

4. 今後の地域農業の在り方

- ・直売所を活用した地産地消に取り組み、高齢者が生きがいを持って営農していく。
- ・集落外の認定農業者への利用権設定により、後継者のいない農業者の農地を集積していく。
- ・集落営農組織を立ち上げ、農作業の受委託や農業用機械の共同利用を図っていく。
- ・ほ場整備にとりかかり、後継者が機能する環境を整備していく。
- ・担い手を中心に、肥料や農薬等の共同購入や農業用機械の共同利用を図っていく。
- ・個々の農家の赤字経営からの脱却に向けて、集落営農の法人化に取り組んでいく。
- ・直売所を活用した地産地消に取り組み、高齢者の生きがいを持って営農し

ていく。

- ・営農・維持管理作業を請負う定年帰農者による組織を設立し、耕作放棄地を削減していく。
- ・シバザクラ等の地被植物を栽培し、畦畔の草刈り作業の労働力を軽減していく。
- ・集落周辺に防護柵を連携して設置し、鳥獣害を減少していく。
- ・集落内の認定農業者への利用権設定により、後継者のいない農業者の農地を集積していく。
- ・集落（地域）外からの新規就農希望者を受け入れて、集落（地域）内農業者と共同で野菜栽培に取り組んでいく。
- ・農業参入企業を受け入れに向けて、農地を集積し、保全していく。
- ・地元産の農産物を使ったイベントを実施し、集落への集客を図っていく。
- ・完熟堆肥などの有機物の施用によって、環境保全の営農活動を推進していく。
- ・流通・加工に取り組み、6次産業化を推進していく。
- ・多面的機能支払交付金を活用し、農地として維持していくために行う地域活動や地域資源の質的向上を図る活動を行っている。
- ・平成24年に三尾野町鳥獣害対策協議会、平成25年に角原町鳥獣害対策協議会を設立し、地域ぐるみで電気柵等の維持管理や捕獲柵の見回りや埋没の協力などを行っている。

田中集落の人・農地プランを決定したので、下記のとおり公表する。

令和2年3月30日

福井市長 東村 新一

記

1. 対象とした区域

田中

2. 結果を取りまとめた年月日

令和2年3月30日

3. 今後の地域の中心となる経営体の状況

経営体数

個人

5 経営体

新たな農地集積面積

0.49ha (区域内の農地面積 15ha)

4. 今後の地域農業の在り方

- ・ 集落営農組織を立上げ、農作業の受委託や農業用機械の共同利用を図っていく。
- ・ 担い手を中心に、肥料や農薬等の共同購入や農業用機械の共同利用を図っていく。
- ・ 営農・維持管理作業を請負う定年帰農者よる組織を設立し、耕作放棄地を削減していく。
- ・ シバザクラ等の地被植物を植栽し、畦畔の草刈り作業の労働力を軽減していく。
- ・ 中心経営体への利用権設定により、後継者のいない農業者の農地を集積していく。
- ・ 多面的機能支払交付金を活用し、排水路の点検補修、排水路の防草シート張り、排水路の泥上げ、法面の草刈、農道の砂利轆き、ひまわりなどの景観作物の植栽等を行っている。

中手集落の人・農地プランを決定したので、下記のとおり公表する。

令和2年3月30日

福井市長 東村 新一

記

1. 対象とした区域

中手

2. 結果を取りまとめた年月日

令和2年3月30日

3. 今後の地域の中心となる経営体の状況

経営体数

個人	4 経営体
法人	1 経営体

新たな農地集積面積

1.88ha (区域内の農地面積 19ha)

4. 今後の地域農業の在り方

- ・農地中間管理機構を活用して、地域の中心経営体がまとまって設立した法人に貸し付け、地域の農地の維持を図っていく。
- ・地域の支え手となる法人を作り、後継者確保の受け皿を設けた。次世代に農地を継承していくため、地域団体や NPO と連携して交流活動に取り組むなどして、後継者の確保・育成につなげていく。
- ・酒造適合米を栽培し、常山酒造の協力により地域限定酒「黎明」の醸造・頒布に取り組む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
福井市	中手	令和2年3月30日	

1 対象地区の現状

地区内の耕地面積	20ha
アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	13ha
地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	8ha
うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	6ha
うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1ha
地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3ha
(備考)	

- 注1: の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2: の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4: プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

各家の子息の多くが集落外(市内都市部や他市町村、県外)に出ており、農業後継者の確保が難しい状況である。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

水田利用については、中心経営体である3名の個人経営体(認定農業者1名、認定新規就農者1名、個人1名)が担うほか、地域の経営体がまとまって設立した農事組合法人が担う。

- 注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
- 注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	経営体数	現状の経営面積	今後の農地の引受けの意向
認定農業者(個人)	2 経営体	7ha	10ha
認定農業者(法人)	1 経営体		
集落営農法人	0 経営体		
認定新規就農者	1 経営体		
その他	1 経営体		

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

< 農地中間管理機構の活用方針 >

農地中間管理機構を活用して、地域の中心経営体がまとまって設立した法人に貸し付け、地域の農地の維持を図っていく。

< 後継者の確保について >

地域の支え手となる法人を作り、後継者確保の受け皿を設けた。次世代に農地を継承していくため、地域団体やNPOと連携して交流活動に取り組むなどして、後継者の確保・育成につなげていく。

< 特産化作物の導入方針 >

酒造適合米を栽培し、常山酒造の協力により地域限定酒「黎明」の醸造・頒布に取り組む。

神当部集落の人・農地プランを決定したので、下記のとおり公表する。

令和2年3月30日

福井市長 東村 新一

記

1. 対象とした区域

神当部

2. 結果を取りまとめた年月日

令和2年3月30日

3. 今後の地域の中心となる経営体の状況

経営体数

法人

1 経営体

新たな農地集積面積

7.07ha (区域内の農地面積 13ha)

4. 今後の地域農業の在り方

- ・農地中間管理機構を活用して、地域の中心経営体がまとまって設立した法人に貸し付け、地域の農地の維持を図っていく。
- ・地域の支え手となる法人を作り、後継者確保の受け皿を設けた。次世代に農地を継承していくため、地域団体や NPO と連携して交流活動に取り組むなどして、後継者の確保・育成につなげていく。
- ・酒造適合米を栽培し、常山酒造の協力により地域限定酒「黎明」の醸造・頒布に取り組む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
福井市	神当部	令和2年3月30日	

1 対象地区の現状

地区内の耕地面積	14ha
アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	8ha
地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	5ha
うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4ha
うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	
地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	11ha
(備考)	

- 注1: の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2: の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4: プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

各家の子息の多くが集落外(市内都市部や他市町村、県外)に出ており、農業後継者の確保が難しい状況である。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

水田利用については、地域の中心経営体2名がまとめて設立した農事組合法人が担う。

- 注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
- 注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	経営体数	現状の経営面積	今後の農地の引受けの意向
認定農業者(個人)	0 経営体		11ha
認定農業者(法人)	1 経営体		
集落営農法人	0 経営体		
認定新規就農者	0 経営体		
その他	0 経営体		

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>< 農地中間管理機構の活用方針 > 農地中間管理機構を活用して、地域の中心経営体がまとまって設立した法人に貸し付け、地域の農地の維持を図っていく。</p>
<p>< 後継者の確保について > 地域の支え手となる法人を作り、後継者確保の受け皿を設けた。次世代に農地を継承していくため、地域団体やNPOと連携して交流活動に取り組むなどして、後継者の確保・育成につなげていく。</p>
<p>< 特産化作物の導入方針 > 酒造適合米を栽培し、常山酒造の協力により地域限定酒「黎明」の醸造・頒布に取り組む。</p>

南野津又集落の人・農地プランを決定したので、下記のとおり公表する。

令和2年3月30日

福井市長 東村 新一

記

1. 対象とした区域

南野津又

2. 結果を取りまとめた年月日

令和2年3月30日

3. 今後の地域の中心となる経営体の状況

経営体数

個人	2 経営体
法人	1 経営体

新たな農地集積面積

0.48ha (区域内の農地面積 12ha)

4. 今後の地域農業の在り方

- ・農地中間管理機構を活用して、地域の中心経営体がまとまって設立した法人に貸し付け、地域の農地の維持を図っていく。
- ・地域の支え手となる法人を作り、後継者確保の受け皿を設けた。次世代に農地を継承していくため、地域団体やNPOと連携して交流活動に取り組むなどして、後継者の確保・育成につなげていく。
- ・酒造適合米を栽培し、常山酒造の協力により地域限定酒「黎明」の醸造・頒布に取り組む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
福井市	南野津又	令和2年3月30日	

1 対象地区の現状

地区内の耕地面積	12ha
アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	9ha
地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	7ha
うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	7ha
うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	
地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	5ha
(備考)	

- 注1: の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2: の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4: プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

各家の子息の多くが集落外(市内都市部や他市町村、県外)に出ており、農業後継者の確保が難しい状況である。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

水田利用については、個人経営体2名が担うほか、地域の経営体がまとまって設立した農事組合法人が担う。

- 注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
- 注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	経営体数	現状の経営面積	今後の農地の引受けの意向
認定農業者(個人)	0 経営体	1ha	6ha
認定農業者(法人)	1 経営体		
集落営農法人	0 経営体		
認定新規就農者	0 経営体		
その他	2 経営体		

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>< 農地中間管理機構の活用方針 > 農地中間管理機構を活用して、地域の中心経営体がまとまって設立した法人に貸し付け、地域の農地の維持を図っていく。</p>
<p>< 後継者の確保について > 地域の支え手となる法人を作り、後継者確保の受け皿を設けた。次世代に農地を継承していくため、地域団体やNPOと連携して交流活動に取り組むなどして、後継者の確保・育成につなげていく。</p>
<p>< 特産化作物の導入方針 > 酒造適合米を栽培し、常山酒造の協力により地域限定酒「黎明」の醸造・頒布に取り組む。</p>